

増えています、美容トラブル!!

困った時はすぐ相談!

あなたに身近なトラブルでは?!

トラブル ①

まつげエクステをつけてから、ずっと目が真っ赤に腫れたままで、痛い!
眼科に行ったら、「角膜が傷ついている」と言われちゃった。

ここに
注意

まつげエクステのサロン選びは慎重に!まつげエクステは、美容師が行うことになっています。衛生面でも安心なサロンを選びましょう。心配なことや、リスクもちゃんと聞きましょう。答えられないサロンは要注意です。
目の痛みや腫れなどの問題が発生したら、すぐに眼科を受診しましょう。



トラブル ②

憧れのモデルが通っていると聞いて、小顔矯正サロンに行った。
モデル並みの小顎のなれるなら、と1回20万円の施術料金を払ったのに、
効果が全然実感できない!

ここに
注意

マッサージやリラクゼーションサロンのサービスは、医療行為ではありません。体への効果に過剰な期待は禁物です。施術を受ける前に、自分がなりたい姿とサロンの施術内容にギャップがないか、よく確認しましょう。



トラブル ③

無料体験脱毛の広告にひかれて、エステサロンへ。体験だけのつもりだったけど、「今日だけ割引くから」と3時間近く勧誘されて、1年間の高額な脱毛コースを契約しちゃった。1週間後、思い直して解約しようとサロンに出かけたら、倒産の貼り紙が…払ったお金は戻ってくるの?

ここに
注意

エステの場合、条件によってはクーリング・オフ*や中途解約が可能です。しかし、エステサロンが倒産してしまうと、払ったお金が返ってくることは、ほとんど期待できません。エステのコースなど、長期にわたる契約は、契約書や契約内容をよく確認して、慎重に行いましょう!契約するつもりがないときは、断る勇気も大切です。



トラブル ④

路上で、「モデルにならない?」と声をかけてその気になって連絡先を交換した。
その後、「モデルになるために必要」と、30万円の美顔器を勧められて、しかたなく買っちゃつたけど、モデルの仕事の話はないし…だまされてるのかも?!

ここに
注意

街頭で「モデルにならないか」「無料でネイルの練習をさせて」などと誘われた後、思わぬ高額契約をさせられるトラブルが、後を絶ちません。甘い誘いにはウラがあります。連絡先や個人情報を伝える際は、慎重に!高額な契約をする際には、家族など周りの人にも相談しましょう。



*エステの場合、以下3つの条件を満たしていれば、『クーリング・オフ』が可能です。

- ①契約期間が1ヶ月を超える
- ②契約金額の総額が5万円を超える
- ③契約書を受け取ってから8日間以内

困ったときには、区市町村の消費生活センターへ

東京都消費生活総合センター

○ 相談専用電話 03-3235-1155



東京都多摩消費生活センター